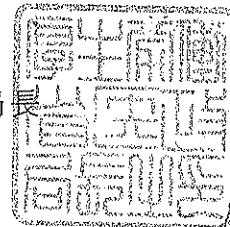


医政発第1214001号
平成19年12月14日

各都道府県知事
各地方厚生局長

} 殿

厚生労働省医政局



医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第376号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第149号）及び医療法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第148号）が本日公布、施行されたことに伴い、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第6号）に関し、下記のとおり拡大することとしたので通知する。

記

第1 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加する業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成19年12月14日より、実施することができるものとしたこと。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であって、労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

（1）労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

- ① 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合
 - ② 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合
 - ③ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合
- (2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務
- ① 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するへき地にある場合
 - ② 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

2 定款等の変更

新たに1に掲げる業務を行う場合は、医療法第50条第1項の規定により定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であり、申請の際に医療法施行規則第32条第3項に規定する書類を提出すること。

なお、労働者派遣法に規定する所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

第2 関連する通知の改正

上記改正に伴い、「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知）の別表の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正する。

(別添)

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号別表)

新	旧
<p>第6号 保健衛生に関する業務 ・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全 てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的と して行われる以下の業務であること。</p> <p>①～⑭（略）</p> <p>⑮ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であつて、労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に從事させることが適当でないと認められる業務から除外されていいる労働者派遣で次に掲げるもの。</p> <p>（1）労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務 ア 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合 イ 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合 ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合 (2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務 エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するべき地にある場合</p>	<p>第6号 保健衛生に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全 てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的と して行われる以下の業務であること。 <p>①～⑭（略）</p>

才 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のために
には労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業
務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させ
る必要があると認められるものとして労働者派遣事業の適
正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する
法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1
項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場
合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行
うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療
法人に限る。）

労働者派遣事業に関する医療法人の附帯業務の拡大 (医療法第42条第6号「保健衛生に関する業務」に追加)

【派遣方法】

- 特定労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第5号)
 - その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業
 - ※ 同法第2条第4号に規定する一般労働者派遣事業は実施不可

【業務内容】

- 医師等医療従事者の業務(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第2条第1項各号)
 - ア 紹介予定派遣
 - イ 産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務
 - ウ 病院、診療所等以外の施設(社会福祉施設等)で行われるもの
 - 医師の業務(同政令第2条第1項第1号)
 - エ 派遣労働者の就業場所がべき地にある場合
 - オ 派遣労働者の就業場所が医療対策協議会が定めた場所である場合
 - ※ オの場合、派遣元は介護老人保健施設のみを開設する医療法人は実施不可

(参考資料)